

市第47号議案

中区における町区域及び字（丁目）区域の変更

次のように中区において町区域及び字（丁目）区域を変更する。

平成25年9月10日提出

横浜市長 林 文子

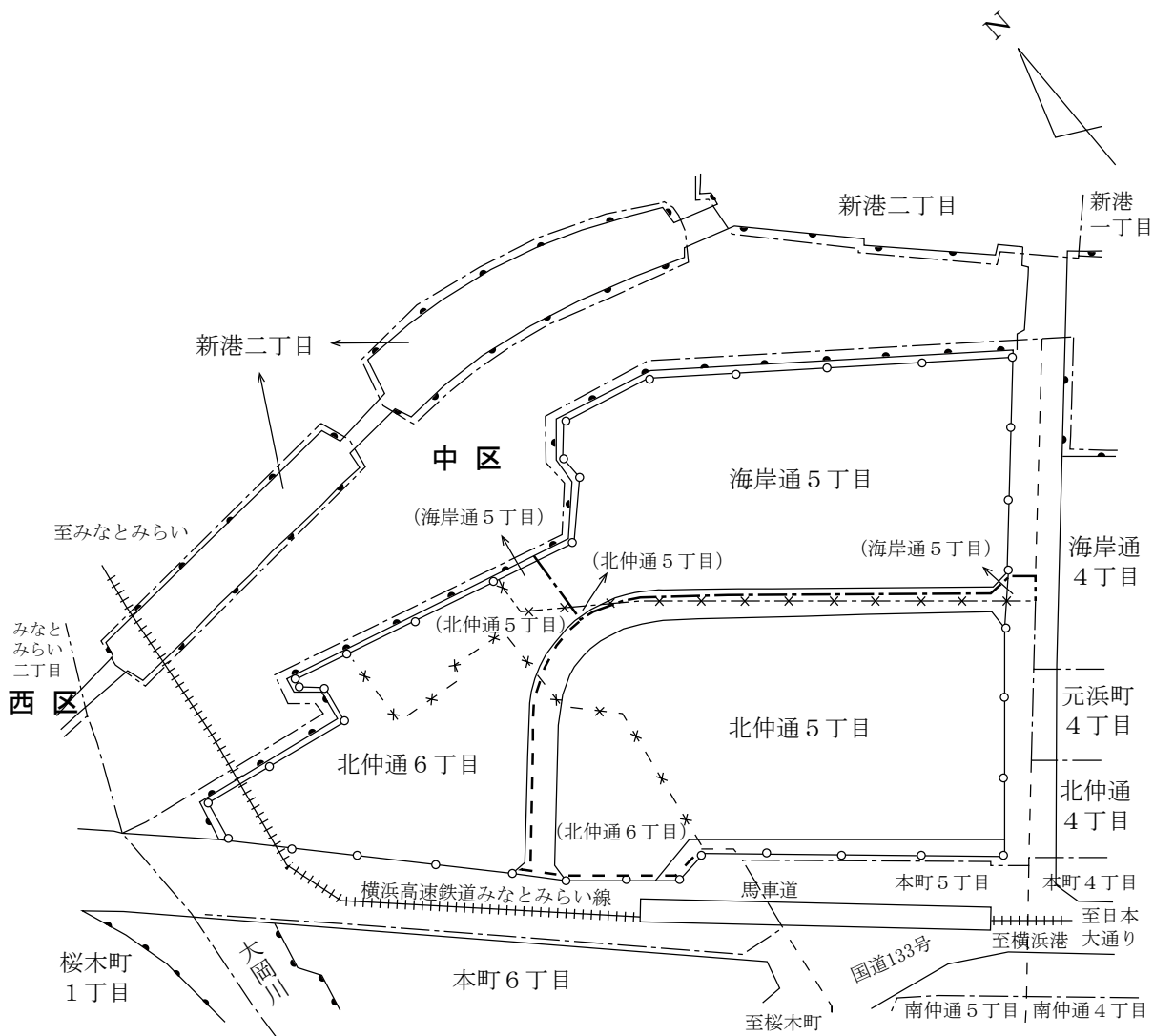
1 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図
中区 海岸通	中区北仲通の一部	別図のとおり
中区 北仲通	中区海岸通の一部	

2 字（丁目）区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
字（丁目）名	字（丁目）名	区域図
中区 海岸通5丁目	中区北仲通5丁目の一部	別図のとおり
中区 北仲通5丁目	中区海岸通5丁目の一部	
	中区北仲通6丁目の一部	
中区 北仲通6丁目	中区海岸通5丁目の一部	
	中区北仲通5丁目の一部	

中区における町区域及び字(丁目) 区域の変更図



凡 例	
-----	区 界
-----	新 町 界
-*-*-*	旧 町 界
-----	町 界
-----	新字(丁目)界
-*-*-*	旧字(丁目)界
-----	字(丁目)界
(北仲通5丁目)	旧町名及び旧字(丁目)名
○-----○	土地区画整理事業施行地区界

提 案 理 由

北仲通北土地区画整理事業の施行に伴い、中区海岸通等の町区域及び同区海岸通 5 丁目等の字（丁目）区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）